

保護者様

令和3年度  
(改訂)保存版

令和3年6月

京都市立みつば幼稚園  
園長 奈良美保子

## 台風等に対する非常措置についてのおしらせ

本園においては、台風により京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報(※大雨、暴風など6種類)」又は「暴風警報」が発表された場合及び小川学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 特別警報について

登園前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登園を見合わせ、自宅待機させてください。また、降園後、「特別警報」が発表された場合は、翌日、臨時休業となります。

#### 2 暴風警報について

- (1) 登園前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登園を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前8時までに解除になった場合 平常通り
  - ・午前9時までに解除になった場合 9時40分から保育開始
  - ・午前10時までに解除になった場合 10時40分から保育開始
  - ・午前10時現在、警報発表中の場合 臨時休業

#### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休園となる場合があります。その場合には、ホームページ及びメール配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。  
(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

#### 4 避難指示が発令された場合について

(水害の避難指示について)

本園の園区である小川学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。小川学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。(裏面【参考】欄もご参照ください)

#### 5 在園中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休園とします。ご自身の安全に十分に気を付けていただき、なるべく早く迎えに来ていただきますようお願いいたします。

なお、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで幼稚園に留め置くこととします。

**【参考】避難情報の名称について**

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休園措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休園措置(登園の見合わせ等)を取る場合があります。

避難情報 の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保(※) 【警戒レベル5】
発令時 の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難するべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容するべき状況。
市民が 取るべき 行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員退避(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるのは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)</li> </ul>

※ 「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害(堤防の決壊等)が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合(「1 特別警報について」)を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

\* 緊急安全確保は、避難指示等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。

★ 幼稚園と小学校とは実態が異なるため、非常措置の講じ方に違いがあります。ご了承ください。